

医療用消耗品単価契約書（案）

医療用消耗品の購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 □□ □□（以下「甲」という。）と
□□□□□□ □□□□□□ □□ □□（以下「乙」という。）は次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約金額）

第2条 乙が納入する物品の品目・規格及び単価は、別紙単価表のとおりとする。

2 単価表中の消費税等額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8
2及び72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲・乙協議のうえ単価を変更することができる。

（契約期間）

第3条 この単価契約期間は次のとおりとする。

自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日

（契約保証金）

第4条 この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約履行の場所及び期限）

第5条 乙は、甲が指示する数量を指示された日時に指定された場所に納入し、甲の事業運営に支障をきたさないものとする。

2 乙は、甲が指示した物品について、その数量の全部を指定された日時にまでに納入することが困難な場合は、直ちにその旨を甲に届け出て、その指示に従わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入場所、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響がに影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4 乙は、第1項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときには、速やかにその旨を、書面により甲に届けなければならない。

（所有権移転前の損害の負担）

第7条 物品を甲の指定する場所に納入し、第8条に規定する検査を完了するまでの間において物品上に生じた損害については、その損害が甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

（納入及び検査）

第8条 乙は契約物品を納入しよとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。

3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。

4 検査完了後、甲は物品の引き渡し完了した旨を乙に通知しなければならない。

（不合格品の引き取り）

第9条 物品の性質・構造・形状はすべて仕様又は見本のとおりであって、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果、不合格の場合は取替えなければならない。

2 前項の取替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。

3 検査のため物品の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

（納入前の調査）

第10条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察して必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

（過納品の引き取り）

第11条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期間内に乙はこれを引き取らなければならない。もし、引き取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

（納入期限の延伸）

第12条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込のあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの日数に応じて、1日につき遅滞となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

3 天災、その他乙の責に帰したい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合はこれを許可し納期を延長することができる。

（契約代金の支払の時期及び方法）

第13条 乙は物品納期後、月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。

2 甲は前項の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は前条第2項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払する日までの日数に応じて、未払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただしその額が100円未満のときは支払わない。

(かし担保責任)

第15条 甲は第5条の納入日から1年間は、乙に対して納入物品のかしの補修、又は補修にかえ代替品の納入もしくは損害賠償を請求することができる。

2 前項のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、前項に定める期間は5年間とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が納期までにこの契約を履行する見込がないとき。

二 乙がこの契約の規定に違反したとき。

三 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により、公訴を提訴されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

四 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第2項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条の第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

五 前4号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第17条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 甲は第16条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

2 乙は第17条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

3 前2項によるほか、別に法令(製造物責任法等)の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

(賠償金)

第19条 乙はこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金額)の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第16条の第3号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。

四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- 2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第20条 甲は本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が該当公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、該当排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、該当納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（金額）の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手をいう。）以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することはしない。

- 2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第28条 乙は、自ら又は下請負人が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第31条 第30条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（瑕疵担保）

第32条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

（紛争等の解決方法）

第33条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

- 2 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 □□ □□

乙 □□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□ □□ □□